

上野事務所ニュース

31年1月号

千葉市中央区弁天 2-14-3 TEL043-287-1497 FAX043-254-6641

E-mail ueno@athena.ocn.ne.jp

今年予定されていること

今年予定されている主な変更は、以下の通りです。

【保険料率の変更】

- 健康保険料率の変更（3月）
- 介護保険料率の変更（3月）
料率は共に未定です。
- 子ども子育て拠出金率の変更（4月）
料率は未定です。
- 厚生年金保険料率の変更はありません。

【国民年金保険料の変更】

- 国民年金の月額保険料の変更（4月）
（現在は16,340円）
- 産前産後期間の国民年金保険料免除
（出産日が2月1日以降の方より対象）

【労働法関係の改正】

- 時間外労働の上限規制（大企業は2019年4月、中小企業は2020年4月から）
- 年次有給休暇付与義務
- フレックスタイム制度の精算期間を3か月に拡充
- 36協定の様式変更
- 高度プロフェッショナル制度の新設
- 産業医の機能強化

今年は働き方改革に伴う労働法関係の改正が多くなっています。

働き方改革関連法について（その⑤）

【産業医・産業保健機能強化】

産業医とは、専門的な立場から労働者の健康管理等を行う医師です。常時50人以上の労働者を使用してい

る事業場では産業医を選任しなければなりません。今回の働き方改革関連法において、この「産業医」に関する法律も改正

されました。

• 産業医への情報提供の強化

事業者は、1週間当たり40時間を超える労働（休日労働を含む）が1か月当たり80時間を超えた労働者について、氏名や労働時間等の情報を産業医に提供することになります。

• 医師による面接指導

1週間当たり40時間を超える労働（休日労働を含む）が1か月当たり80時間を超えた労働者は産業医の面接指導の対象となり、労働者本人の申し出があれば産業医による面接指導を実施しなければなりません。この面接指導後には産業医の意見を聴き、労働者の健康を保持するために必要な措置を講ずる必要があります。また、面接指導の結果を記録し5年間保存しなければなりません。

* 産業医の選任義務のない常時50人未満の労働者を使用する事業場については、地域産業保健センター等に労働者の健康管理に関する相談ができます。

第一種、第二種衛生管理者学科試験について

常時50人以上の労働者を使用する事業場では、衛生管理者を選任しなければなりません。衛生管理者は、事業場内において設備や作業方法、衛生状態に有害

の恐れがあるときには労働者の健康障害を防止するために必要な措置を講じ、労働者の健康管理や衛生教育を行います。衛生管理者になるためには、衛生管理者免許を取得します。免許には第一種と第

二種があります。第一種は全ての業種で衛生管理者となることができますが、第二種は有害業務と関連の少ない一定の業種（情報通信業、金融・保険業、卸売・小売業など）のみ衛生管理者になることができます。

試験は毎月数回、関東安全衛生技術センター（市原市能満 2089 番地）にて行われています。来年度の日程も公表されていますので、詳細は関東安全衛生技術センターのホームページをご覧ください。
(<https://www.kanto.exam.or.jp/>)

外国人労働者を雇用する際の手続き

外国人労働者の受入れを拡大する出入国管理法が改正されることに伴い、今後は外国人を雇用することも多くなると予想されます。

外国人を雇用する際に確認すべきことは以下になります。

①在留カードの確認

雇入れる際には在留カードの原本の提示を求め、必要な事項の確認をします。特に氏名は、ローマ字での表記やフリガナに注意してください。また、在留資格が「留学」など就労が認められていない場合には、資格外活動許可を受けているか確認します。許可を受けている場合であっても、原則週 28 時間以上（長期休みを除く）就労させることはできませんので、留学生のアルバイト等を雇用する場合にはご注意ください。

②マイナンバーの確認

社会保険や雇用保険に加入する際の届出には、マイナンバーが必要です。通知カードやマイナンバーが記載された住民票等で確認します。

【雇用保険に加入する場合】

週の所定労働時間が 20 時間以上の方は、「雇用保険被保険者資格取得届」にローマ字での氏名や在留資格、在留期間等を記入し提出します。離職した際

には「雇用保険被保険者資格喪失届」に同様に記入し提出します。

【雇用保険に加入しない場合】

週の所定労働時間が 20 時間未満の方は「外国人雇用状況届出書」を提出します。氏名、在留資格、在留期間、雇入れた日等を記入します。離職時にも「外国人雇用状況届出書」に離職日を記入し提出します。

【社会保険について】

社会保険の加入要件については、外国籍かどうかは問いませんので、週の所定労働時間で判断します。外国籍の方は場合は通常の届出に加えて「ローマ字氏名届」の提出が必要です。

Q&A なぜなにどうして？



Q:従業員に子どもが生まれ、保険証をつくってほしいと言われたのですが、必要な書類を教えてください。

A:平成 30 年 10 月 1 日より、健康保険の被扶養者認定には、住民票など続柄の確認できる書類が必要となりました。ただし、届出用紙に被保険者と被扶養者両方のマイナンバーが記載されており、事業主が住民票等で続柄の確認をした旨の記載がある場合には添付書類は不要です。

子どものマイナンバーは、役所に出生届を届出し住民登録されると自動的に割り振られます。しかし、通知カードが手元に届くまでは時間がかかりますので、出生届を提出した後にマイナンバーが記載されている住民票を取得するのが良いでしょう。

住民票にマイナンバーの記載がない場合であっても、被扶養者の届出に住民票（被保険者との続柄が記載されたもの）を添付することで届出可能ですので、問題ありません。

臨時休業のお知らせ

2月4日に中央区弁天 2-14-3 にまた戻ることになりました。ご迷惑をおかけしました。2月4日は引っ越し作業のため休業させていただきます。